

Title	「学問の制度化」の功罪
Sub Title	
Author	有末, 賢(Arisue, Ken)
Publisher	三田社会学会
Publication year	1997
Jtitle	三田社会学 (Mita journal of sociology). No.2 (1997. ) ,p.6- 9
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特集Ⅰ：社会学の方法とリアリティ
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA11358103-19970000-0006">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA11358103-19970000-0006</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 「学問の制度化」の功罪

有末 賢

### 1. はじめに

「社会学の方法とリアリティ」という特集に、ふさわしい内容が書けるかどうかはなはだ疑問であるが、『三田社会学』創刊号の特集「社会学はいま、何をなすべきか」に続く特集として、今回の特集テーマが企画されたと聞いて、多少「橋渡し」的な役目から今回のテーマにチャレンジしてみようと考えた。社会学の研究・教育の現状と課題については、創刊号で、すでに先輩諸兄諸姉が論じており、それに尽きている観もある。しかし、「特集に寄せて」で永田えり子氏が、藤田論文と吉原論文を「社会学の現状批判」という点で比較し、「いずれにせよ、両者の討論が聞きたいというのは、一人担当者だけの願望であろうか。」と結んでいる。この点を糸口に私は「社会学の方法とリアリティ」につなげていきたいと考えたのである。

### 2. 社会学の非・通常科学化

かつて、T. クーンは、『科学革命の構造』を仕上げる途中で、1958年から59年にかけて行動科学高級研究センターに招かれて、そこで社会学者たちを主とする集団の中に住んで、自然科学者の集団との違いに出会ったと述べている。彼が言うのは、「科学における正統な問題とか方法とはどのような性質のものか、について社会学者の間では意見の違いが多く、その範囲も広い」と言うわけである。このことから、パラダイム(paradigm)や通常科学(normal science)というクーンの有名な概念が生み出されたわけであるが、このクーンの最初の原点は、意外に現在にも当てはまるように思われる。つまり、一見、大学や研究機関で確立されつつある社会学は、科学としてのパラダイムを持っているかのように見えるし、科学者集団としての社会学者も共通の理解や認識の上に立っているかのようにふるまっている。しかし、必ずしもそれは確固としたものではない。

例えば、「社会学概論」とか「社会学入門」などの大学での講義や教科書の内容を、10年、あるいは20年の単位で比較してみた場合に、少なくとも日本の大学教育では、そこにかなりの差異を発見することができる。常に、「現代社会」は変動しているのだから、むしろ「それでいいのだ」と言うこともできる。そういう意味では、社会学は常に「通常科学」にはなり得ない状況下にある。つまり、「非・通常科学化」の道を歩んでいるとも言える。しかし、「社会」の動きに連れて、「学問」が動くだけならば、「歌は世に連れ」と同じことになってしまう。

かつて、「大学闘争」が華々しかったころ、「産学協同」という言葉は、学生からの批

判的であった。しかし、現在の大学では、産業界、経済界からの要請は、単に学生の就職問題に限らず、研究の最前線や研究費用の問題まで含まれ、一部理工系や医学・薬学系に限られなくなってきた。すべての「産学協同」が悪いと言っているのではない。しかし、今現在、「産学協同」を問い直す姿勢というものはほとんど皆無に近い。

そういう意味で、「学問の自立性」とは一体何なのだろうか。確かに、自然科学や科学技術の知識・情報が一部の専門家集団によって占有され、特権的に行使されると、「市民」から遊離した危険なものになっていく傾向もある。ジャーゴン（隠語）の世界を構成し、専門家による啓蒙や教導の傾向を帯びていく。それは、確かに「大衆社会における知識・情報の自由・平等・公開」という学問の原則に対して明らかに逆行するものである。しかし、それではこの「大衆社会」にあって、「学問」は果たして自立しているのだろうか。最近出版された佐々木力『学問論－ポストモダニズムに抗して－』（東京大学出版会、1997年）によると、現代の学問思想を特徴づけるキーワードは「視聴率」である、と述べられている。つまり、大衆社会におけるテレビの視聴率競争と同じように、学問思想も表面的な流行現象の一つになってしまっている、というわけである。

社会学も、テレビのニュース・キャスターやワイドショーのタレントと同じように、技や芸やパフォーマンスで「見せれば」よいのだろうか。資本主義社会や大衆消費社会の要請は、「学問の自立性」や「象牙の塔」に対しても、一律に「視聴率競争に参加せよ」というプレッシャーをかけてくる。1968～69年ころの「大学闘争」時代から、約30年が経過して、結果的には、当時、「大学自治」は「教授会自治でしかない」として「大衆団交に応じる」と詰め寄っていた学生たちの主張は、今現在の大学を含む知的状況下においては、逆に、「学問の自立性を守ろうとする貴族的、保守的な思想」と言えなくもなくなってきたのである。それだけ、この30年間の「大衆消費社会傾向」というものは、本質的なものを変えてきたと言える。

### 3. 学問の制度化の「安定と不安定」

「社会学の方法と対象のリアリティ」という本稿のテーマからすると、「学問論」にまで手を広げてしまうのは、いささか逸脱してしまったかもしれない。しかし、社会学が対象としている社会の「現実」や人々の「日常生活」は、決して法則的に定まてはいない。もちろん、（自然）科学的に、予測可能性や確率論や期待値を論理的に引き出す行為を「無駄」とは言えないが、しかし、「それでおしまい」というわけにはいかない。そうであるならば、「学問」としての社会学の性格を「時流に乗った現象記述と解釈の学問」としてしまってよいのだろうか。

ここで、「学問の制度化」という点に注意しておかなければならない。つまり、社会学が学問体系として置かれている現状は、大学教育や研究機関などの社会調査機関と密接な関係を持っている。と言うよりは、社会学者の大半は、このような機関に所属して、生活

していると言える。この「学問の制度化」は、一方で「生活を保障」し、「職業としての学問」を成立させている。しかし、その反面、制度化は必ず現実の「動き」からは一步遅れるし、また一步引く形で制度が形成されている。科学者の日々の研究活動が、もしも社会的現実のただ中で、日常の「暮らし」にそのつど左右されながら行われなければならないとしたら、それはどんな強靱な精神の持ち主でも、そう長続きするものではないだろう。しかし、ある意味で「制度化」は、「両刃の剣」である。一方で生活を保証し、研究行為を保護しつつ、他方では、社会科学の現場である「社会的現実」から距離をおこうとする。先程も述べたように、高度に進行しつつある「大衆消費社会」では、今まで使用してきた「近代社会の論理」では説明のつかない多量の現象が噴出している。従来型の「学問の制度化」で訓練を受けてきた技能 (skill) では、ほとんど「氷山の一角」か「矮小化された小さな一事例」しか見えてこないし、そうした「説明と解釈と命題」を与えても、ほとんどだれにも読まれない「研究論文の堆積」にしか寄与していない。

それでは、制度の元での「庇護」を捨てて、社会的現実に一人立ち向かうのが社会学者の「理想の姿」なのだろうか。しかし、それも理想と現実とはおよそ掛け離れている。社会学の訓練は、ジャーナリズムやルポルタージュの実践的な観察、体験、記述ほどにも計画的ではない。社会学者の名において、対象に素手でぶつかっていても、「学問の無力」を感じるだけであろう。

#### 4. 社会学の方法と制度化

今まで社会学の方法は、せいぜいが数えられる範囲の数で収まっていた。例えば、質問紙を使った量的調査の方法やインタビューや面接調査など標準化された「社会調査法」の中に組み込まれている。これこそが「学問の制度化」の必然なのだが、だれもが勝手な方法で「社会学」を実践し、社会調査が実施されれば、社会学への人々の信用は崩れてくる。したがって、一定の基準による「社会学的方法」をマスターし、社会調査の訓練を受けることが制度上必要になってくるわけである。現在、多くの大学の社会学部で検討あるいは実施もされていると聞く「社会調査士」の資格認定などは、このような要請に沿ったものである。しかし、調査法の標準化や方法論の体系化はそれ自体間違ったことではないが、往々にして、単一の方法 (モノ・メソッド) を標準的なものとして考えやすい。対象の多様性に対して、多様な方法 (マルチ・メソッド) を考案し、さまざまに試行錯誤を繰り返すという「社会調査法」の原点が忘れ去られてしまうと、結局は「リアリティ」も単一なものとして描かれてしまうのではないだろうか。

社会調査法の標準化は、本来は調査そのものの精度を高めるために行われてきたはずである。サンプリングの技法にしる、検定や解析・分析の方法にしる、決して「社会調査」を統計技法に習熟した専門家の手に委ねることで、調査者の側の「権威」づけを図ったわけではない。しかし、結果的には、「社会調査士」の資格認定などにおいては、こうした

クレジットが必要になってくる。調査行為は、もともと対象者があって行うわけであるから、被調査者との関係性において、調査者の「信頼性」が計られるべきである。どんなに調査の技法に習熟していても、被調査者から「信頼」されないような調査者であっては、「社会調査士」の資格を認定することはできない。もちろん、そのことは大学での教育では前提のことであろう。しかし、「学問の制度化」は、とかくこの「前提」を置き忘れがちにしてしまう。

調査方法だけに限らず、社会学的想像力やリアリティ感覚にしても、「学問の制度化」は安定性とともな、あるいは安定性と引き換えに、「形骸化」の危険性をもたらしている。しかし、逆に制度化を拒否したリアリティ感覚も、「流れ行く現代社会の表層記述」でしかなくなってしまう恐れもある。

どうも「堂々巡り」に陥っているのかもしれない。結局は出口を求めて「迷走」するだけで、われわれの「社会学的時間」（学問的時間）は空しく浪費されるだけなのだろうか。答えの見つからない「問い」を抱えたまま、今年もコミュニティ調査や生活史調査を続けていくことになるわけである。

（ありすえ けん 慶應義塾大学法学部）